

議案第 4 号

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の
制定について

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

平成19年 2月14日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例
川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第1
2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項各号を次のように改める。

- | | | |
|---------------------------|----|------------|
| (1) 議会議長 | 月額 | 1,030,000円 |
| (2) 議会副議長 | 月額 | 920,000円 |
| (3) 議会議員 | 月額 | 830,000円 |
| (4) 識見を有する者のうちから選任された監査委員 | 月額 | 336,000円 |
| (5) 議会議員のうちから選任された監査委員 | 月額 | 67,000円 |
| (6) 市選挙管理委員会委員長 | 月額 | 267,000円 |
| (7) 市選挙管理委員会委員 | 月額 | 210,000円 |
| (8) 区選挙管理委員会委員長 | 月額 | 135,000円 |

(9) 区選挙管理委員会委員	月額	106,000円
(10) 人事委員会委員長	月額	336,000円
(11) 人事委員会委員	月額	279,000円
(12) 農業委員会会長	月額	42,000円
(13) 農業委員会委員	月額	31,000円
(14) 固定資産評価審査委員会委員	日額	11,000円

第1条第3項中「352,000円」を「336,000円」に改め、同条第4項中「780,000円」を「740,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の条例第1条第3項の規定は、この条例の施行の日において同日前から引き続き附属機関の構成員その他の非常勤の特別職の職員である者については、その任期が満了するまでの間、なおその効力を有する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市特別職報酬等審議会の答申に基づき議会議員の報酬の額を改定し、及びこれに伴い執行機関の委員、附属機関の構成員等の報酬の額を改定するため、この条例を制定するものである。